

令和7年4月22日

吉川区地域協議会委員 各位

吉川区地域協議会
会長 山 岸 晃 一

令和7年度 頸北地区地域協議会委員合同研修会の開催について

残春の候、貴職にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成26年度から、柿崎区・大潟区・頸城区・吉川区の頸北地区地域協議会委員を対象にした合同研修会を、各区持ち回りで開催しています。

今年度は3巡目となり柿崎区地域協議会が主催となります。年度始めでご多用のこととは存じますが下記のとおり合同研修会を計画いたしました。

つきましては、貴職からご参加いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 日時 令和7年6月14日（土）13:30～17:00 まで
- 2 会場 柿崎コミュニティプラザ 3階 305～307 会議室
（上越市柿崎区柿崎 6405 ☎536-2211）
- 3 目的 柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区の地域協議会委員が一堂に会し、共通のテーマによる研修を行うとともに、日ごろの活動状況などについて情報交換することを目的に開催します。
- 4 内容
 - (1) 第1部 研修
 - ① 地域自治推進プロジェクトの取組について
説明者：上越市総合政策部 地域政策課
 - ② グループ討議
グループに分かれ地域自治推進プロジェクトの課題について討議
 - ③ 地域政策課との意見交換
 - (2) 第2部 情報交換会
 - ① 帰雁荘（上越市柿崎区坂田新田 892-4 ☎536-2722）
 - ② 研修終了後、柿崎コミュニティプラザから自家用車または、帰雁荘マイクロバスで移動します。17:30 から情報交換会を開始する予定です。
 - ③ 参加費は7,000円です。情報交換会の会費は、当日の混雑を避けるため、事前に事務局が取りまとめさせていただきます。

（裏面に続く）

第 1 部 研修の日程

時間	内 容
13:30～13:40 (10 分)	開会の挨拶 柿崎区地域協議会 会長
13:40～14:20 (40 分)	地域自治推進プロジェクトの取組について 説明者 上越市総合政策部 地域政策課
14:20～15:05 (45 分)	グループ討議（出席報告の際に各委員が希望するテーマも確認し、テーマごとのグループに分かれて話し合います）
15:05～15:45 (40 分)	グループ討議の意見を発表
15:45～16:00 (15 分)	休憩
16:00～16:55 (55 分)	地域政策課との意見交換
16:55～17:00 (5 分)	閉会の挨拶 大潟区地域協議会 会長

第 2 部 情報交換会の日程

時間	内 容
17:30～17:35 (5 分)	開会の挨拶 頸城区地域協議会 会長
17:35～19:25 (110 分)	情報交換
19:25～19:30 (5 分)	閉会の挨拶 吉川区地域協議会 会長

交通手段

研修会だけに出席する委員は、会場まで自家用車で来場いただきます。

研修会と情報交換会の両方に出席する委員は、行きは市のマイクロバス 1 台に乗りいただくか、委員同士で車に乗り合わせて来場いただきます。

■行き（市マイクロバス 1 台）

12:30 吉川区総合事務所発 ⇒ 12:45 頸城区総合事務所発 ⇒

13:00 大潟区総合事務所発 ⇒ 13:15 柿崎区コミュニティプラザ着

■帰り（情報交換会会場のマイクロバス）

各総合事務所までお送りします。

出欠報告

5 月 16 日(金)までに、別紙「出欠報告」により事務局へ F A X または電話にてお知らせください。

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ 担当：道場 小林 FAX 番号：025-548-3011/電話：025-548-2311

地域自治推進プロジェクトの制度設計に向けた地域協議会委員との 意見交換会の実施について

1. 説明・意見交換の目的

地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案について、各地域協議会委員との意見交換を行い検討の参考とするもの。

2. 実施期間

令和 7 年 5 月 19 日（月）～7 月 11 日（金）

3. 配布資料

- | | |
|------|---------------------------------|
| 資料 1 | 地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等 |
| 資料 2 | 地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等（概要版） |
| 資料 3 | 令和 8 年度地域独自の予算事業の概要パンフレット |

地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等

総合政策部 地域政策課

地域自治推進プロジェクトの目的

地域住民が安全で安心して快適に暮らすためには、行政による公共サービスに加え、地域の主体的な取組も重要であることから、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化」を図るもの

目的を踏まえた検討の視点

上記の目的を実現するために、5つの検討項目について次の視点から検討を行ったもの

地域自治区の区域

- 地域住民が地域の課題を自分ごととして捉え、共有・共感できているか

地域協議会

- 地域住民の多様な声を的確に把握できているか
- 地域の課題を的確に設定できているか
- 課題の解決に資する取組を実行につなげられているか

地域の団体

- 地域自治区全体の維持・振興について、どのような主体が担えるか
- そのような主体に対してどのような支援が必要か

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

- 地域の多種多様な個別の課題の解決に資する取組が生み出され、実現しているか
- 地域自治区全体の課題の解決に資する取組が生み出され、実現しているか

総合事務所及びまちづくりセンター

- 地域の団体による各種活動の効果的・効率的な実現を支援する体制となっているか

地域自治区の区域

理想的な姿

地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域

方 策 案

地域自治区の区域については、現行の区域を維持する。

理 由 ・ 目 的

地域のつながりや一体感、愛着等の観点から現状維持を肯定する回答が8割を超えている中、現時点において区域を見直す必要はないものと考えられるため

今 後 の 課 題

将来的に見直しが必要になるという意見も広く見られており、地域の実情や住民のニーズ等を踏まえながら、今後、必要に応じて地域と行政が一緒になって見直しを検討する。

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「区域の維持」について「良いと思う」（58.9%）、「おおむね良いと思う」（23.1%）を合わせて82.0%

（理由の上位項目）

- ・ 現状の区域で不都合がない（適切な範囲）（41.7%）
- ・ 現状の区域は一体感（愛着、親しみ）がある（23.4%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・ 地域住民が自ら主体となり考え行動するためには現在の区域で良い。
- ・ 区域を広げた場合、内情が分からず、話合いや連携がうまく行かなくなる。
- ・ 住民同士の一体感がある。

地域協議会

理想的な姿

地域の課題解決に向けて、地域住民の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織

方 策 案

- ・地域協議会委員の選任方法を団体推薦と公募によることとする。
- ・諮問に対する答申や自主的な審議のほか、地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む地域ビジョンを各地域協議会が策定に取り組む。

理 由 ・ 目 的

地域住民の多様な意見を把握し課題を的確に捉えた上で、対応策を検討し実行につなげることができるようにするため

ヒアリング・アンケート結果の概要

○一部改善も含め「団体推薦と公募による選任方法が良いと思う」という回答が最も多く50.9%

(理由の上位項目)

- ・多様な意見が把握できる(25.4%)、実行につなげやすくなる(21.0%)

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・地域の各団体間に横串を刺して一緒に考える効果が期待できる。

○団体推薦及び公募とする場合、「定数は設けた方が良いと思う」という回答が最も多く55.9%

(理由の上位項目)

- ・議論には一定の人数が必要(21.7%)、団体推薦と公募のそれぞれで確実に委員を選出するため(18.5%)

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・推薦できる団体数が区によって異なるため、委員数は「○人以上○人以内」のように範囲を設ければ良い。
- ・地域で話し合っ事業を実施する上では地域計画(ビジョン)が必要

地域協議会

ヒアリング・アンケート結果の概要

○定数について「現状のままで良いと思う」という回答が最も多く49.5%

（理由の上位項目）

- ・現状の人数で不都合がない（40.4%）、一定の人数が必要（21.7%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・人数が少ないと意見が偏るため話し合いにはある程度の人数が必要であるが、現状より多いとまとまらなくなる。
- ・人数が多過ぎても発言する委員が固定化したり話し合いがまとまらない。

○任期について「現在の任期（4年）が適切だと思う」という回答が最も多く48.9%

（理由の上位項目）

- ・課題の解決や委員の活動を考慮した場合、一定の時間が必要（63.9%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・地域の課題を把握して、議論しながら、対策を講じていくためには、4年の任期が適当である。
- ・長期的な視点や継続的な検討の観点から、4年の任期が適当である。

○任期数の上限について「設ける必要はないと思う」が最も多く44.9%

（理由の上位項目）

- ・委員の意思を尊重した方が良い（46.0%）、必要な人材が継続できる、委員数を確保しやすい（それぞれ9.4%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・適任者や意欲のある人の再任を妨げることになる。

地 域 協 議 会

実施内容(案)・理由

- **委員構成のうち「団体推薦の委員」**：地域の状況に応じて、地域コミュニティ（住民組織、町内会）を始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化などの分野の団体を想定する。

- 理由等

- ・ 地域の多様な意見を的確に把握するため、地域にかかわりがあると考えられる分野を網羅する。
- ・ 地域協議会、住民組織、町内会長連絡協議会が候補団体を提案し、市（総合事務所及びまちづくりセンター）が精査・決定する（団体の設立状況や活動状況に応じて、団体数は地域ごとに異なる。おおむね10～15団体を想定）。

- **委員構成のうち「公募の委員」**：団体数と同数を上限とする。

- 理由等

- ・ 地域住民も参画し、団体だけでの議論にならないようにすることで、一層幅広い意見が得られたり多様な課題を把握したりすることができるようにする。
- ・ 団体数と同数とすることで、全員がフラットな立場から忌憚のない意見交換を行うことが期待できる。
- ・ 応募者数が同数を超えた場合、選任投票ではなく、総合事務所及びまちづくりセンターによる書類審査によって決定する。

- **定数**：地域の状況に応じて下限を定める。ただし、人口減少等の状況の変化に応じて見直しを行う。

- 理由等

- ・ 地域ごとに団体の設立状況等が異なる中、必要な団体を漏れなく選任することができるよう、上限は設けない。

- **任期**：4年とする。

- 理由等

- ・ 地域の状況を把握し、課題の抽出や、その課題の解決策の検討を進めるためには、一定期間の任期が必要である。

地域協議会

実施内容(案)・理由

●任期数：連続2期までとする。

●理由等

- ・より多くの地域住民が地域協議会の委員になることを通じて、まちづくりにかかわるようになることを意図するもの。
- ・なお、「制限を設ける必要はない」(44.9%)と「設けた方が良い」(37.8%)が拮抗しており、後者の理由として回答者、有識者共に「より多くの地域住民が地域協議会に参加できる機会を設けた方が良い」、「まちづくりにかかわる人の裾野が広がる」といった意見が挙げられている。また、「制限を設ける必要はない」という回答の内容を見ると、「公選であれば制限は不要」という意見のほか、制限を設けた場合、「委員の確保が難しくなる」又は「議論の継続性が担保されない」という懸念が挙げられているが、これらは団体推薦の導入により解消が見込まれる。

●報酬：一定額を支給する（費用弁償（交通費相当額）は別途支給）。

●理由等

- ・会議への出席に向けた事前準備としての調査・研究等、地域協議会委員という身分を持つことに伴う日常的な活動について基本給的な性格を持つ報酬として年額報酬を支給する。

●性別、年齢のバランスに配慮する。

●理由等

- ・意見を出しやすい環境を整え、女性や若者の意見を把握する。

●地域ビジョンの策定：地域自治区として目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込んだ地域ビジョンを地域協議会が策定する。

●理由等

- ・従来の諮問に対する答申や自主的審議に係る意見を市長に提出することに加えて、地域の維持・振興に向けて地域の多様な主体が一体となって計画的・総合的に取り組んでいけるよう、そのための指針として地域ビジョンを策定することを地域協議会の役割とする。

地域協議会

有識者からの主な意見等

●団体推薦

- ・選任投票が行われているケースが少なく、公募公選制の意義が揺らいでいる状況を踏まえて、公募を維持しながら団体推薦を行うことは合理的である。
- ・団体の分野はあらかじめ決めておかないと実際の声掛けにつながっていかないことが考えられる。
- ・地域の団体は限られるため団体の固定化、マンネリ化が生じる懸念がある。
- ・団体推薦と公募という方向自体は悪くないが、地縁団体は高齢男性が多い傾向があるため、地縁団体に偏ると、これまでと同様に委員になっても発言できないという状況が生じるのではないか。

●定数

- ・委員数は多過ぎると参加するだけになる。
- ・定数を変える際には、議会の代わりという旧町村の思いを汲み取ってスタートした制度であることを念頭に置く必要がある。

●任期

- ・地域協議会を通じてまちづくりにかかわる人材を育てていく観点からも4年は長く負担感がある。
- ・4年は長く、2年は短いので3年でも良い。

●任期数

- ・任期は2期とし、より多くの地域住民が地域協議会にかかわるようにした方が良い。
- ・期数制限を設けないと、年齢構成が高齢化しやすくなるとともに、複数の任期を務める委員が自分のやり方を押し通そうとするのではないかという懸念がある。
- ・「年齢構成のバランスが崩れた場合には、再任を制限する場合もある」とするなど工夫した方が良い。

地 域 協 議 会

有識者からの主な意見等

- 報酬
 - ・報酬を支払う場合、活動への対価とすると制度設計当初の考え方を大きく変えるものであることを認識する必要がある。
 - ・委員として事前準備を行うために必要という整理は理解する。
- 性別、年齢のバランス
 - ・子どもの預かりやオンラインでの出席を可とするなど、負担感を減らす工夫が必要
 - ・性別、年齢のバランスへの配慮をど真ん中に据えて取り組む必要がある。
- 地域ビジョン
 - ・各区の特徴が明らかとなり、区を越えた連携・協力につながることも期待できるため、統一的なものである必要はないが、策定した方が良い。
 - ・地域ビジョンがあれば、新たに委員になる人が議論に入りやすくなる。
 - ・地域ビジョンを作る際には、地域の実態を把握した上で身の丈に合ったものとする必要がある。

地 域 協 議 会

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 任期数については、制限を設けることに対して「本人の意思にゆだねるべき」、「意欲ある人材の再任が妨げられてもったいない」といった意見が多数あったことを踏まえて運用上の工夫を検討する。
- ・ 報酬については、適切な金額について検討する。
- ・ 性別、年齢のバランスを考慮し、推薦又は応募の条件を設けるなどの工夫を検討する。

地域の団体

理想的な姿

地域自治区単位での公益的な活動について、自ら企画・実施するとともに、市の委託事業も含めて各種団体との連携・協力を通じて自主的・持続的に取り組むことができる団体

方策案

各住民組織の実情に応じて、人材面、資金面など様々な側面から各種支援策を検討し総合的に実施していく。

理由・目的

小規模化・高齢化により町内会活動の維持が困難になりつつある中、区内全域で公益的な活動を行い、将来的に集落機能を補完する役割も期待される住民組織の安定的・継続的な活動の確保に向けて支援を行うもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○組織運営面での課題や困りごとについて「ある」という回答が69.2%

（理由の上位項目）

- ・人材面の課題（58.3%）、資金面の課題（41.7%）、運営面の課題（22.2%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・人口減少や高齢化等により人材（役員、事務局員、運営スタッフなど）の確保が非常に厳しい。
- ・世帯数の減少による会費等の活動資金の不足、基金が数年で枯渇する。
- ・イベント等の企画が自力でできない。

地域の団体

ヒアリング・アンケート結果の概要

○市に期待する支援策について「ある」という回答が76.0%

(理由の上位項目)

- ・資金面の支援（57.9%）、人材面の支援（28.9%）、外部の専門家による助言（10.5%）

(自由記述の主な意見等（趣旨）)

<資金面>

- ・事務局体制の強化に向けた人件費補助、運営費の支援、車両や印刷機、コピー機などの備品購入費補助

<人材面>

- ・まちづくりの専門家、コンサルタントの派遣
- ・集落づくり推進員や地域おこし協力隊など地域づくりに知見のある職員、行政経験者の配置による事務局体制の強化
- ・総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化

<その他>

- ・他の住民組織と交流できる研修の場、各種取組事例の紹介など情報共有の場の設置
- ・活動拠点（相談や情報共有の場）、地域住民が気軽に集まる場所の確保

地域の団体

実施内容(案)・理由

●住民組織ごとに問題点や課題等を洗い出した上で、必要な支援策に的確につなぐ。

●理由等

- ・各住民組織の実態や状況に応じた支援策を効果的に実施するため、最初に、すべての住民組織ごとに問題点や課題等を洗い出した上で、人的支援や資金支援等の必要な支援に的確につなぐ。

人的支援

●必要な人材の配置支援

●理由等

- ・住民組織の活動の継続性を確保するための基盤を整える支援として、すべての住民組織を対象に配置する（特別交付税措置を活用）。その際は、住民組織の業務はもとより地域全体の維持・振興に寄与する人材が配置されるよう支援する。人的支援を必要としない住民組織を除く。

●総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化（情報共有、定期的な打合せ、活動の広報等の支援など）

●理由等

- ・これまで以上にきめ細かな伴走型支援を行うとともに、相互理解の促進を図る。

資金支援

●資金支援：車両、印刷機、P Cなどの活動に必要な備品購入費補助（既存制度の見直しによる）

●理由等

- ・住民組織の活動の継続性を確保するとともに、サービスの提供に必要な環境を整えるための支援として、活動に必要な備品の更新・購入に要する経費を対象に補助する。

地域の団体

実施内容(案)・理由

アドバイス等の支援

- **経営相談の実施（資金面や事業運営面での課題の解決支援）**
- **中間支援の強化（各種分野で広域的に活動する団体による支援、団体相互の情報交換や交流の場づくり、地域の担い手となるリーダー育成研修など）**

- **理由等**

- ・住民組織の活動の継続性を確保するための基盤を整える支援として、また、中長期的には、地域を運営する機能を有するRMOも見据えながら、専門的なアドバイスの提供や、組織同士の連携促進、研修の実施等を通じて、住民組織の意識啓発と地域の担い手となるリーダー育成に併せて取り組んでいく。

- **合併前上越市の15区における活動拠点としての地区公民館等の既存施設の活用支援**

- **理由等**

- ・地域住民の様々な活動や相談、情報共有の場として地区公民館等の既存施設が活用されるよう、引き続き使用料の減免により支援する。

地域の団体

有識者からの主な意見等

●人的支援

- ・ 30歳～40歳代の人たちが住民組織に入りやすい環境を作る必要がある。
- ・ 一番の課題である人材不足をカバーできるのは非常に良い。
- ・ 配置する人材同士が課題やノウハウを共有できるネットワークを設けると良い。

●アドバイス等の支援

- ・ 若者にとっては会議への参加は心理的ハードルが高いため、オンラインを活用すると良いのではないか。
- ・ 住民組織を立て直すには行政経験者が有効である。住民組織が何に困っているのか丁寧な聞き取りを通じて実態を把握した上で支援につなげていくという形にした方が良い。

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 住民組織や地域自治区全体の公益活動を担い得る主体の実態等の精査を行う。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

理想的な姿

各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与するための財源支援の仕組み

方 策 案

- ①地域自治区単位で事業を決めて実行につなげる際の財源支援の仕組みを創設する。
- ②あわせて各種団体が行う多様な市民活動を支援するため公募型補助制度を創設する。

理 由 ・ 目 的

地域が主体的に検討・決定した地域課題の解決策等を柔軟に実行につなげるほか、既存の市民活動の継続を考慮して2つの方策案を併用するもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「地域自治区単位で予算の使い道を決めて実行につなげる制度の創設」が最も多く39.3%

（理由の上位項目）

- ・地域全体で主体的に考えて取り組める（30.2%）、地域の状況に合わせて柔軟に取り組める（14.1%）
（自由記述の主な意見等（趣旨））
- ・地域協議会や地域の団体、行政がかかわり合いながら、課題解決に向けた取組を実行に移せる。
- ・各種団体が行う小規模な市民活動が疎外されないように配慮してほしい。

○「地域自治区単位で予算の使い道を決めて実行につなげる制度」の実施方法

（上位項目）

- ・「地域協議会や町内会長連絡協議会などの地域が決める」20.1%、「予算の上限を設ける」14.6%
（自由記述の主な意見等（趣旨））
- ・人口規模や団体数等を考慮した予算枠を設ける。
- ・予算ありきで使い道を決めるのではなく、活動ありきで予算を付ける方が地域や団体の自主性を尊重できる。
- ・計画等に基づく予算要求、優先順位を踏まえて計画的な事業の実施を行う仕組みづくりが重要

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「地域独自の予算事業の改善による支援の継続」19.4%

(理由の上位項目)

- ・現状の制度で問題ない(13.5%)、きめ細やかな制度である(12.7%)

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・地域協議会ではなく、総合事務所等に提案したり直接やり取りしたりできるようになり、提案しやすくなった。
- ・地域自治区単位で事業を決める場合、小規模な団体や活動内容は取り上げられなくなるおそれがある。

○「地域独自の予算事業で改善してほしいこと」

(上位項目)

- ・「補助率の見直し」36.1%、「対象経費の拡大」9.2%、「提案期限の延長」6.4%

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・補助率は下げないでほしい、全額補助としてほしい。
- ・提案期限が早過ぎる、備品購入費を対象としてほしい、市直営と補助の区別が明確でない。

○「両方の制度を活用」19.0%

(理由の上位項目)

- ・地域全体で主体的に考えて取り組むことができる(19.5%)、それぞれ長所短所がある(17.9%)

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・市民活動団体が行う小規模な活動と大規模な事業やプロジェクトなど、両方の制度を使い分けられると良い。
- ・既存の団体による継続的な活動への支援と地域自治区単位の課題解決に向けた事業の両方に活用できる。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

実施内容(案)・理由

方 策 案 ①

- 見直し後の地域協議会が総合事務所及びまちづくりセンターと連携・協力しながら、地域ビジョン（地域協議会の項参照）に基づき地域課題の解決等に資する事業の企画・立案、予算の精査、実施主体の調整等を行った上で事業を実施（予算執行）する。
- 予算編成方式は、市全体で一定の予算額を定め、その範囲内で各地域自治区の事業及び予算を積み上げて執行する総枠予算方式（積上げ方式）とする。執行に当たり、補助金を交付する場合には、補助率は設けない。

●理由等

- ・地域の維持・振興に向けて、地域の自主性・自立性を確保しつつ、総合的かつ計画的な対応、重要課題への重点的対応を実現できるよう、区（地域協議会等）で事業を決めて実行する際の財源を支援する仕組みを創設する。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

有識者からの主な意見等

●方策案①

- ・地域ビジョンを決めてどのような事業が必要か議論することができれば地域協議会本来の役割を果たせる。
- ・必要な事業について議論した上で必要な予算を付けて実行するという感覚が一般的ではないか。
- ・「地域ビジョンに基づき検討した事業を実施するためにはこれだけの予算が必要である」ということであり、「あらかじめ配分された額をどのように使うか」ということではない。
- ・枠配分ではなく必要な額を積み上げる方式が良い。
- ・枠配分の場合、配分された予算の使い道を自分たちで決めていくことは難しいのではないか。
- ・予算ありきではなく、補助金が交付されない場合もあった方が良い。
- ・地域のために必要な事業がある程度高額となった場合でも予算を付けることを可能とする意味でも、毎年一律で交付するものではない方が良い。
- ・一つ一つの事業を地域と市が議論しながら作り上げ、やり遂げる経験が重要である。
- ・方策案②とのセットという考え方は良い。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

実施内容(案)・理由

方 策 案 ②

- 補助対象事業は方策案①を使わないソフト事業を対象とし、一定の補助額の上限を定める。補助率は設けない。市が直接執行する事業は対象としない。区単位で活動していない団体も対象とする。
- 地域政策課に一括予算計上。提案団体が総合事務所及びまちづくりセンターと一緒に企画を練り上げて申請。申請の都度、交付決定

● 理由等

- ・ 方策案①により地域ビジョンに基づく事業の企画・立案等が行われる中で、地域ビジョンに関連のない市民活動や一部の小規模で限定的な市民活動が対象とならない場合等も想定されることから、このような市民活動も併せて促進するために補完的な支援を行う。
- ・ 広く市民活動の推進を支援するという観点から、区単位ではなく各種分野で広域的に活動する団体も対象とする。

有識者からの主な意見等

● 方策案②

- ・ 上限額は、市としてどのような事業を期待しターゲットとするのかを想定し、その相場感をもって判断すると良い。
- ・ 可能であれば、事業の性質に応じて上限額を個別に設定するという考え方もあり得る。
- ・ スタートアップを手厚くしたり、事業の経過年数に応じて補助金額を減らしていくという方法も考えられる。
- ・ 複数年にわたりお金があるということは団体にとって望ましいことである一方で、団体が自立できなくなるという問題もある。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容（予算規模、対象事業、対象経費等）の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 方策案①について、地域ビジョンの策定から予算執行までの具体的な流れについて検討する。
企画・立案した事業の予算は翌年度予算要求とするか当該年度に都度交付とするか、それぞれのメリット・デメリットを明らかにした上で、最適な方法について比較検討する。
- ・ 方策案②について、補助上限額を検討する。

総合事務所及びまちづくりセンター

理想的な姿

地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織

方 策 案

地域の団体等とかかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう体制の強化を図る。

理 由 ・ 目 的

総合事務所及びまちづくりセンターについては、地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしている中、現時点においては、地域とのかかわりを強化しながら職員が地域とともに地域課題の解決に取り組むための方策を講じるもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「総合事務所やまちづくりセンターには権限や予算がないと感じたことがある」が39.8%

(理由の上位項目)

- ・ 木田庁舎等の各課等の判断が必要と言われた (20.8%)、予算が付かなかったり縮小傾向にある (20.8%)

(自由記述の主な意見等 (趣旨))

- ・ 地域での自治を維持していく上で、総合事務所やまちづくりセンターは重要な役割を担っている。地域を活性化するための情報提供やアドバイス等を積極的に行ってほしい。
- ・ 地域に出向いて住民の話を聞く人をふやす。
- ・ まちづくりセンターの改革が必要、長期にわたり区の特徴を理解し組織や人とのつながりがある職員、企画・調整・実行力がある職員の配置
- ・ 15区の個々の区に総合窓口を設置すれば対応・判断のスピード・アップ、より横断的できめ細やかな対応が可能

総合事務所及びまちづくりセンター

実施内容(案)・理由

●集落づくり推進員の配置拡充

●理由等

- ・総合事務所及びまちづくりセンターが地域の多様な主体とのかかわりを通じて様々なニーズや困りごとをより把握し、地域の自主的・主体的な取組を的確に支援できるよう、集落づくり推進員が従来の集落巡回に加えて、市民活動団体の活動状況や意見・要望も把握し、活動支援を行うこととする。
- ・現在、集落づくり推進員を配置していない大潟区、頸城区、三和区に各1人配置する。
- ・まちづくりセンターについて、ヒアリング・アンケート結果で、地域に出向いて住民の話を聞く人をふやしたり、15区の個々の区に窓口を設置してきめ細やかな対応等を求める意見が複数あったことを踏まえ、合併前上越市の15区を担当する集落づくり推進員を、必要な人数を配置する。

●総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化（情報共有、定期的な打合せ、活動の広報等の支援など）（再掲）

●理由等

- ・これまで以上にきめ細かな伴走型支援を行うとともに、相互理解の促進を図る。

●組織や人とのつながりがある公民館主事との連携の強化

●理由等

- ・公民館主事が業務を通じて把握する地域住民や団体のニーズや困りごと、知見や人的ネットワークを総合事務所及びまちづくりセンターの職員と共有する。

総合事務所及びまちづくりセンター

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容（まちづくりセンターへの集落づくり推進員の配置人数等）の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 地域協議会や地域の団体、財源支援の仕組みといった他の検討項目の検討状況に応じて必要な体制を整えていく。

主なスケジュール(案)

議会を始め、地域協議会や住民組織、有識者等との協議の実施

	令和7年度	8年度	9年度	10年度
地域協議会	制度設計 条例改正案作成 ・自治基本条例 ・地域自治区の設置に関する 条例 ・地域協議会委員の選任に 関する条例	有識者審議会(仮) 地域協議会諮問・答申 所管事務調査 パブリックコメント 議会議決、公布 市民、団体への周知 団体推薦委員の選出 公募委員の募集		条例施行 新制度に基づく委員選 任
地域自治の活動を 活性化するための 財源支援の仕組み	制度設計			新制度の施行※1
	地域独自の予算事業:新制度の施行までの間、現行制度を据え置く			
地域の団体	制度設計	新制度に基づく予算要 求※2	新制度に基づく事業実施※2	
総合事務所及びま ちづくりセンター		定員要求(必要な人材 の配置)※2 市民、団体への周知		

※1 地域協議会が新たな委員構成となることを前提とする。
 ※2 取組可能なものから順次予算要求等や事業実施を行う。

地域自治推進プロジェクトにおける 各検討項目の方策案等(概要版)

総合政策部地域政策課

令和7年5月

1. 検討経過

《現状に対する課題認識》

「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような、
自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない

要 因

- ・ 活動を企画・実行する人材の確保が困難
- ・ 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

《課題解決の方向性》

地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な
資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



《検討の観点》

- ・ どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
- ・ どうやって「地域の人材」を取り込むか
- ・ どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

《目 的》 地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を図る

《検討事項と論点例》

- ① 地域自治区の区域
論点 区域設定の考え方の再整理
- ② 地域協議会
論点 役割の再整理
- ③ 地域の団体
論点 公益的活動の充実
- ④ 地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み
論点 事業の検討・提案方法、評価方法
- ⑤ 総合事務所及びまちづくりセンター
論点 地域との関わり方

《これまでの取組》

- ・ 地域活動支援事業 → 地域独自の予算事業(令和5年度～)
- ・ 総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- ・ 住民組織など地域の活動団体へのヒアリング調査
- ・ 地域協議会委員へのアンケート調査
- ・ 外部有識者からの意見聴取 など

《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

地域自治の理想的な姿及び取組の方向性(全体図)

上越市における 地域自治のねらい

地域住民の暮らしの満足度を高め、安全・安心・快適に過ごせるようにする(住民の福祉の増進)

(そのために)

行政の取組(公共サービス)に加え、地域の主体的な取組も重要

(そのために)

地域に暮らす住民が自ら主体的に身近な地域の課題を捉え、実情に合ったきめ細かな活動につなげる

「市民本位の市政」

と

「自主自立のまちづくり」

(そのために)

「都市内分権」
の仕組み

「地域自治区制度」
の導入

- ・ 地域協議会
- ・ 事務所

理想的な姿と取組の方向性・方策案

理想的な姿	現状と課題	取組の方向性	方策案
地域自治全体 地域住民が地域の維持や振興に向けて、的確に課題を把握し、対策を決定し、課題の解決を実施できる状態	①地域自治区の区域 地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域	● 地域への愛着や顔の見える範囲として、「現在の区域」が適当とするアンケートの回答が多数を占めている	● 区域の維持
検討の方向感 「協働・実行」に留意	②地域協議会 地域の課題解決に向けて、地域住民の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織	● 委員の高齢化・固定化等により、多様な意見の把握、意見を踏まえた課題設定に苦慮していると思われる ● 話し合われたことが団体との連携等で実行に至ることが少ない	● 団体推薦+公募による委員選任 ● 報酬を一定額支給 ● 任期は連続2期まで ● 地域ビジョンの策定
検討の視点 ①「考えて決める」という視点 ・ 地域の問題や課題を的確に捉えているか ・ 問題や課題への対策を的確に企画できているか ・ 地域住民の賛同を得られているか	③地域の団体 地域自治区単位での公益的な活動について、自ら企画・実施するとともに、市の委託事業も含めて各種団体との連携・協力を通じて自主的・持続的に取り組むことができる団体	● 町内会では、担い手不足等により活動の継続が困難であったり、活動資金の確保に苦慮しているところもある ● 住民組織では、組織力の強化や人材・活動資金の確保、団体間の連携が必要	● 人的支援 ● 資金支援 ● アドバイス等支援
②「実行する」という視点 ・ 「考えて決めたこと」を実行に移すことができるか	④地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み 各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与するための財源支援の仕組み	● 地域独自の予算事業について 1. 様々な分野の取組を一律の制度で支援しており、各取組への一層のきめ細かな対応の余地がある 2. 個々の団体への支援が中心であり、地域自治区全体としての活動にまでつながっていくかどうか未知数	● 地域自治区単位で事業を決めて実行する際の財源支援の仕組みの創設 ● 市民活動を支援する公募型補助の仕組みの創設
③「実行する」という視点 ・ 「考えて決めたこと」を実行に移すことができるか	⑤総合事務所及びまちづくりセンター 地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織	● 総合事務所は、限られた人員で多岐に渡る事務事業を行っている ● まちづくりセンターは、地域の様々な団体との関係構築の機会が少ない	● 集落づくり推進員の配置拡充 ● 地域の団体とのかかわりの強化 ● 公民館主事との連携強化

2. 方策案について

① 地域自治区の区域

理想的な姿

地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域。

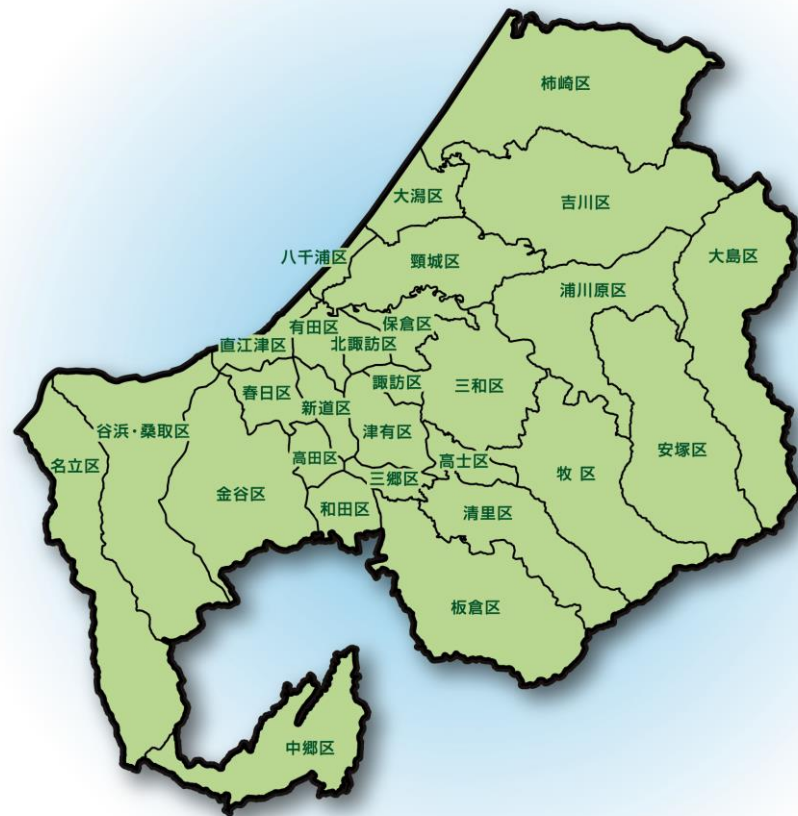
方 策 案

アンケートでは、現状維持を肯定する回答が8割を超えている。

地域自治区の区域については、現行の28区域を維持する。

地域自治区	各地域自治区を 所管する事務所
高田区	南部まちづくりセンター
金谷区	
三郷区	
和田区	
新道区	中部まちづくりセンター
春日区	
諏訪区	
津有区	
高士区	北部まちづくりセンター
直江津区	
有田区	
八千浦区	
保倉区	
北諏訪区	
谷浜・桑取区	

地域自治区	各地域自治区を 所管する事務所
安塚区	安塚区総合事務所
浦川原区	浦川原区総合事務所
大島区	大島区総合事務所
牧区	牧区総合事務所
柿崎区	柿崎区総合事務所
大湊区	大湊区総合事務所
頸城区	頸城区総合事務所
吉川区	吉川区総合事務所
中郷区	中郷区総合事務所
板倉区	板倉区総合事務所
清里区	清里区総合事務所
三和区	三和区総合事務所
名立区	名立区総合事務所



② 地域協議会

理想的な姿

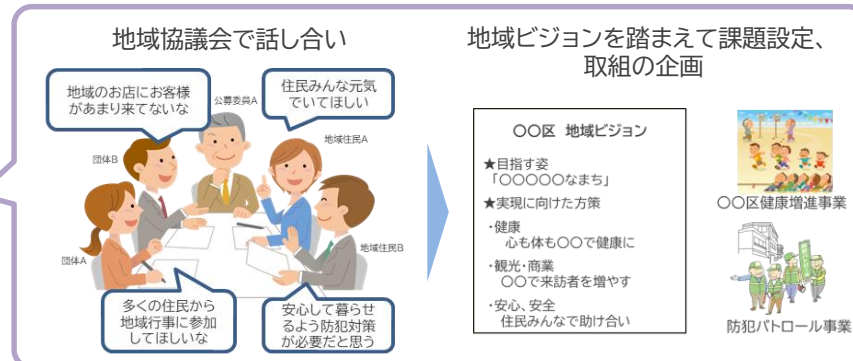
地域の課題解決に向けて、地域住民の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織。

方 策 案

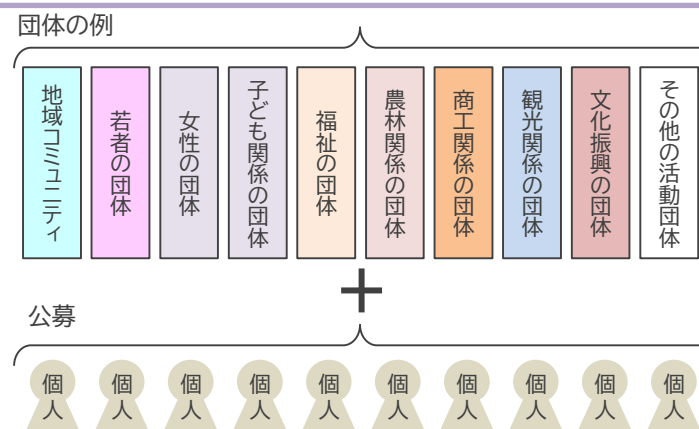
地域協議会を中心に、様々な主体と連携した取組が実行されるよう見直し。

区 分	概 要
役 割	① 諮問に対する答申 ② 自主的な審議 ③ <u>地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む『地域ビジョン』を策定</u>
委員選定	<u>団体推薦＋公募（選任投票なし、性別・年齢のバランスに配慮）</u>
人 数	① <u>団体推薦委員…地域の状況に応じて決める</u> （地域コミュニティ（住民組織、町内会）を始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化などの分野の団体を想定） ① <u>公募委員…団体推薦委員と同数以下とする</u> ② <u>地域の状況に応じて下限を定める</u> （ただし、人口減少等の状況の変化に応じて見直しを行う）
任 期	4年
期 数	連続2期まで（1期4年の間隔を置けば再任可）
報 酬	一定額を支給
費用弁償	交通費実費

〈地域ビジョンの策定イメージ〉



〈委員選定及び人数のイメージ〉



③ 地域の団体

理想的な姿

地域自治区単位での公益的な活動について、自ら企画・実施するとともに、市の委託事業も含めて各種団体との連携・協力を通じて自主的・持続的に取り組むことができる団体。

方 策 案

各住民組織の実情に応じて、人材面、資金面など様々な側面から各種支援策を検討し、総合的に支援する。

01 人的支援

- ① 必要な人材の配置
- ② 総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化(情報共有、定期的な打ち合わせ、活動の広報等の支援など)

02 資金支援

- ① 車両、印刷機、パソコンなど、活動に必要な備品購入費補助(既存制度の見直し)

03 アドバイス等支援

- ① 経営相談の実施(資金面や事業運営面での課題解決支援)
- ② 中間支援の強化(各分野での広域的に活動する団体による支援、団体相互の情報交換や交流の場づくり、地域の担い手となるリーダー育成研修など)
- ③ 合併前上越市の15区における活動拠点としての地区公民館等の既存施設の活用支援



住 民 組 織

④地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

理想的な姿

各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与するための財源支援の仕組み。

方策案

地域自治区単位で事業を決めて実行につなげる際の財源支援の仕組みを創設。

各種団体が行う多様な市民活動を支援するため公募型補助制度を創設。

01 方策案①

地域自治区単位で事業を決めて実行する際の財源支援の仕組み

『地域ビジョン』に基づき事業を実施

〇〇区 地域ビジョン

- ★目指す姿
「〇〇〇〇なまち」
- ★実現に向けた方策
 - ・健康
心も体も〇〇で健康に
 - ・観光・商業
〇〇で来訪者を増やす
 - ・安心、安全
住民みんなで助け合い



〇〇区健康増進事業



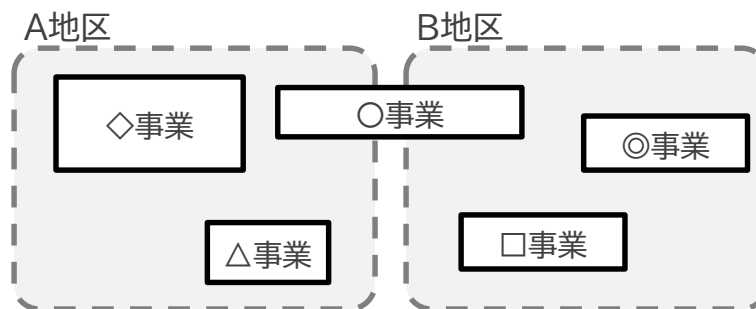
防犯パトロール事業

対象事業：地域協議会が地域ビジョンを踏まえて事業決定
予算措置：市全体で一定の予算額を定め、その範囲で積上げ

02 方策案②

市民活動を支援する公募型補助の仕組み

「方策案①」の制度を使わない市民活動



補助対象：方策案①を活用しないソフト事業
※市が直接執行する事業は対象外
※地域自治区単位で活動していない団体も対象
予算措置：上限を設けた定額補助とし、地域政策課に一括計上

⑤ 総合事務所及びまちづくりセンター

理想的な姿

地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、**地域の団体等**が「考え、決め、実行する」ことを**支援する組織**

方策案

団体等と関わる機会を十分に確保し、地域課題の解決に向けて**適切な支援**を行うことができるよう**体制の強化**を図る。

01 集落づくり推進員の配置拡充

地域の多様な主体とのかかわりを通じて様々なニーズや困りごとをより把握し、地域の自主的・主体的な取組を的確に支援

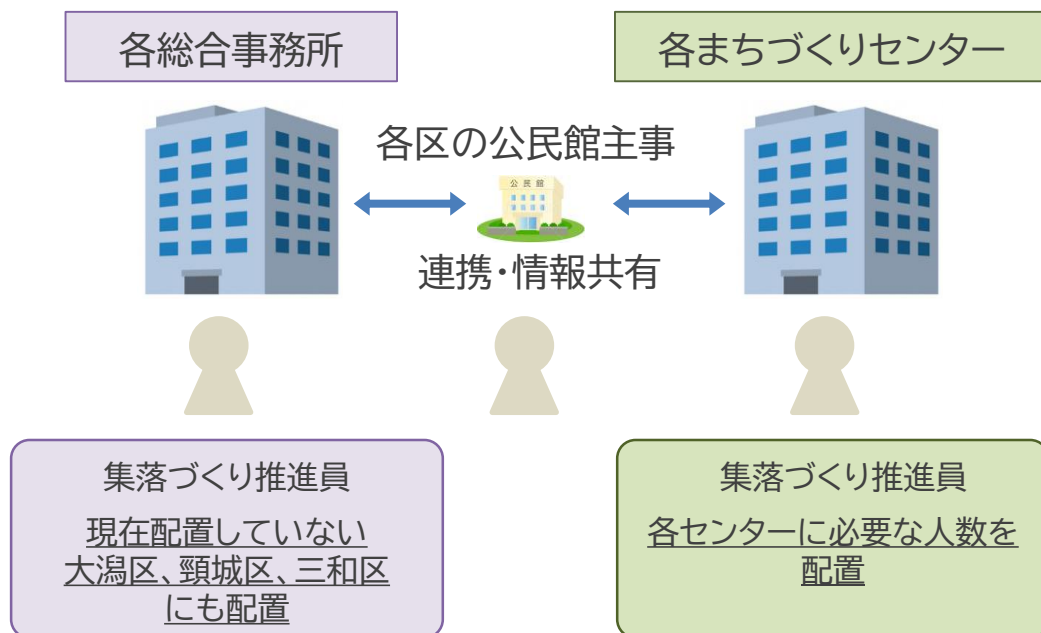
02 地域とのかかわりの強化

総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化(情報共有、定期的な打合せ、活動の広報等の支援など)

03 公民館主事との連携強化

公民館主事が業務を通じて把握する地域住民や団体のニーズや困りごと、知見や人的ネットワークを総合事務所及びまちづくりセンターの職員と共有

集落づくり推進員の配置拡充、公民館主事との連携・情報共有



今後の検討スケジュール

議会を始め、地域協議会や住民組織、有識者等との協議の実施。

検討の視点	令和7年度	8年度	9年度	10年度
地域協議会	制度設計 条例改正案作成 ・ 自治基本条例 ・ 地域自治区の設置に関する条例 ・ 地域協議会委員の選任に関する条例	- 有識者審議会（仮） - 地域協議会諮問・答申 - 所管事務調査 - パブリックコメント - 議会議決、公布 - 市民、団体への周知 - 団体推薦委員の選出 - 公募委員の募集		条例施行 新制度に基づく委員選任
地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み	制度設計 地域独自の予算事業：新制度の施行までの間、現行制度を据え置く			新制度の施行※1
地域の団体	制度設計	- 新制度に基づく予算要求※2 - 定員要求(必要な人材の配置)※2 - 市民、団体への周知	新制度に基づく事業実施※2	
総合事務所及びまちづくりセンター				

※1 地域協議会が新たな委員構成となることを前提とする。

※2 取組可能なものから順次予算要求等や事業実施を行う。

① 取組の提案

地域の団体や地域協議会は、実現したい取組を総合事務所等に提案することができます。なお、地域協議会は、取組の実施主体となる他の団体や総合事務所等と調整した上で提案します。

※提案した取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されるので、提案したことをもってその取組の予算化を約束するものではありません。

② 関係者による取組案の具体的な検討

提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討します。必要に応じて市の関係課等とも協議します。

- ☞ 地域の団体が提案者：自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、提案団体は、総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体に取組の一部をお願いしたい場合、提案団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるように働きかけます。
- ☞ 地域協議会が提案者：提案した地域協議会は、関係する団体や総合事務所等とともに調査や検討を行います。
- ☞ 総合事務所等が提案者：総合事務所等は、関係する団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。

③ 予算要求

総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求します。

※実施主体となる団体は、総合事務所等と連携して翌年度の取組に向けた準備を始めます。

④ 予算査定

予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、市長が予算案への計上の可否を決定します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → ⑥ 市議会の予算審議 → ⑦ 予算成立

市長が市議会へ予算案を提出し、市議会が予算案を審議します。

⑧ 翌年度に取組実施

地域の団体や総合事務所等が、新年度の4月以降に取組を実施します。



地域独自の予算事業を活用して 皆さんの地域への思いをかたちにしませんか



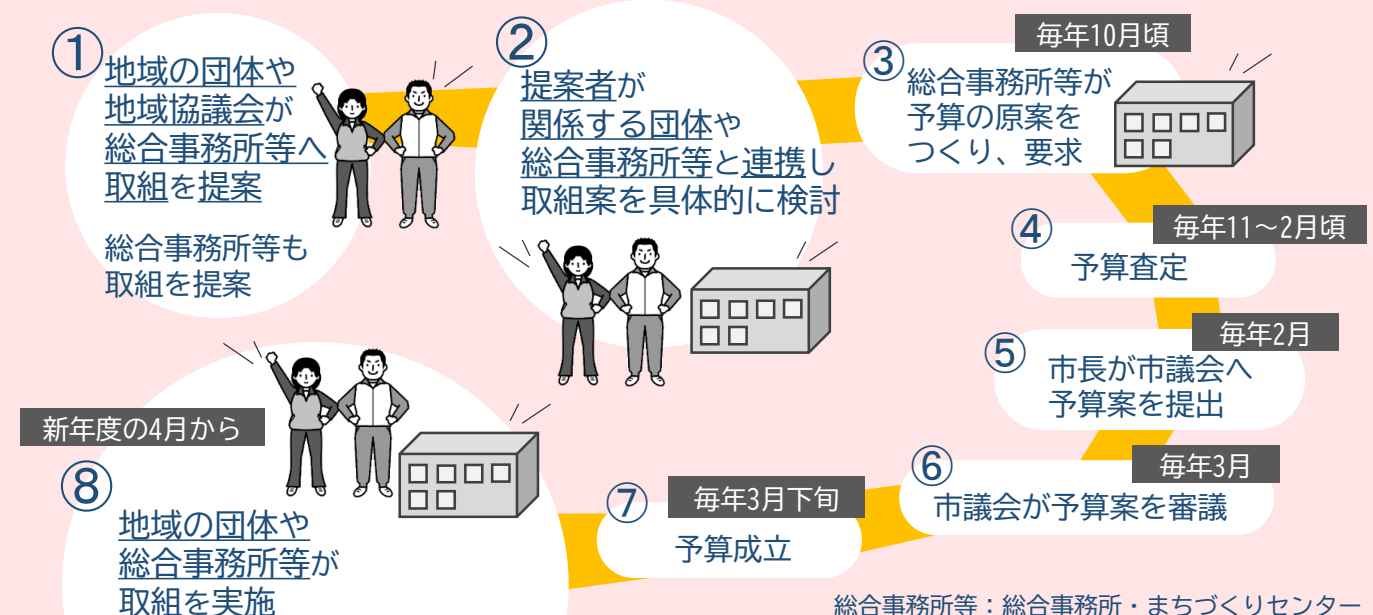
上越市には、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地、それぞれの地域で育まれた歴史や文化があります。この多様性は、上越市の魅力です。人口減少や少子高齢化が進む中で、このような多様な地域が抱えるそれぞれの課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加え、その地域の実情に合った取組を更に実現していくことが必要と考え、地域独自の予算事業をつくりました。

地域独自の予算事業では、次の3つのことを大切にしたいと考えています。

- 1 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたい
- 2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたい
- 3 地域の団体や地域協議会が取組を提案でき、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが市役所の各課と同じように予算を要求できるようにしたい

取組の提案は、年間を通して受け付けています。
まずはお気軽に総合事務所・まちづくりセンターへご相談ください！

「地域独自の予算事業」ができるまでのイメージ



Q. 地域独自の予算事業ってなに？ということ？

A. それぞれの地域の課題を解決し、地域の活力の向上を図る取組の実現に向けて、上越市の予算を要求する仕組みです。
地域住民の皆さんや地域協議会からの提案が、総合事務所やまちづくりセンターによって予算として要求され、市議会の議決を経て、地域の団体や市によって実現されます。

制度概要

1 取組を提案できる方

地域の団体 … 2人以上の構成員で、市の区域内で活動する法人及び団体（政治活動、宗教活動を目的とする法人又は団体を除く）

地域協議会 … 28の地域自治区の各地域協議会

※このほか、総合事務所・まちづくりセンター（以下、総合事務所等といいます）は、自らで取組を提案することができます。

2 取組の実施方法・実施主体

○ 提案された取組は、地域の団体が市から補助金の交付を受けて実施、又は、市が直接執行する事業として実施します。

○ いずれの方法とするかは、提案者、実施主体となる団体、市が一緒になって検討します。

3 対象となる公益性のある取組

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組
例えば、特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組
例えば、生活支援、郷土愛の醸成、人材育成など

4 対象としない取組

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備

○ 単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組

○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組

○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組

○ 政治活動・宗教活動を目的とする取組

○ 公序良俗に反する取組

など

5 対象としない経費

○ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費

○ 役員会、総会その他専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費

○ 事業による直接的な受益が提案者又は提案者に加盟する団体等の構成員又は参加者に限定される備品の購入、設備の設置、備品、設備若しくは施設の修繕等、教室、大会等の開催若しくは参加に係る経費

○ 地域独自の予算事業以外の市からの受託事業で当該事業に係る委託料の対象となる経費

○ その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

6 予算額の上限・補助率の上限

- 予算額に上限はありません。
- 予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な経費を市が精査します。
- 市が補助金を交付する場合、補助率の上限は補助対象経費の7/10です。
※ただし、令和元年度～4年度のいずれかに上越市地域活動支援事業を活用してきた取組を継続したい場合は、経過措置が適用されます。
- ◎経過措置について

取組の区分	補助率の上限	
	令和5年度	令和6年度～令和8年度
経過措置適用事業	10/10	9/10
経過措置適用外事業（新規の取組など）	7/10	7/10

※令和9年度以降の取扱いについては、現在、市で進めている地域自治推進プロジェクトの中で検討しています。

7 取組の提案

- 取組の提案は、年間を通して随時受け付けています。
- 電話、窓口、郵送、メールなどで、取組を実施しようとする地域自治区の総合事務所等へ実現したい取組を提案してください。
- 翌年度に実施したい取組の提案期限は、令和8年度から新たに取組む事業は8月末まで、令和7年度以前から継続して取組む事業は9月末までです。
まずはお気軽に総合事務所等へご相談ください。

こちらまでご提案・ご相談ください

地域自治区	事務所	電話番号等	地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ内 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp	安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
			浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
			大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
			牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所第二庁舎 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp	柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
			大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
			頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
			吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター内 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp	中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
			板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
			清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
			三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
			名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp

8 取組の定期見直し

- ・実施した各取組は4年ごとに成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いについて見直します。
例えば、令和5年度から継続した取組は、8年度に見直します。